

## バリアフリー新法の規定による特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)	
<b>第 1 条</b> (趣旨)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)及び駐車場法施行規則(平成 12 年運輸省令建設省令第 12 号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
<b>第 2 条</b> (路外駐車場車椅子使用者用駐車施設)	<p>特定路外駐車場には、次の駐車施設数に応じ、それぞれに定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設(車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する普通自動車(以下「普通自動車」という。)以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車施設数 200 台以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車施設数 200 台超の場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数</p> <p>路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の幅は 3.5m 以上か  <input type="checkbox"/> 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をしているか  <input type="checkbox"/> 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さをできるだけ短くしているか</p>
<b>第 3 条</b> (路外駐車場移動等円滑化経路)	<p>路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 路外駐車場移動等円滑化経路を一以上設けているか  <input type="checkbox"/> 路外駐車場移動等円滑化経路上に段差は設けていないか  <input type="checkbox"/> 段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか  <input type="checkbox"/> 出入口の幅は、80 cm 以上か</p> <p><input type="checkbox"/> 通路</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 幅は、120 cm 以上か  <input type="checkbox"/> 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか</p> <p><input type="checkbox"/> 傾斜路</p> <p style="margin-left: 20px;">幅 <input type="checkbox"/> スロープの幅員は、120 cm 以上か  <input type="checkbox"/> 階段併設スロープの幅員は、90 cm 以上か</p> <p style="margin-left: 20px;">勾配 <input type="checkbox"/> 1/12 を超えていないか  <input type="checkbox"/> 高低差が 16 cm 以下のものについては、1/8 を超えていないか</p> <p style="margin-left: 20px;">踊場 <input type="checkbox"/> 高低差が 75 cm を超えるもの(勾配 1/20 を超えるもの)については、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けているか</p> <p style="margin-left: 20px;">手すり <input type="checkbox"/> 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか</p>
<b>第 4 条</b> (特殊の装置)	<p>第 2 条、第 3 条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第 2 条、第 3 条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊装置の場合、国土交通大臣の認定があるか(平成 13 年 1 月 6 日からの認定は国土交通省各地方整備局長)</p>